

介護保険福祉用具購入支給事業

1. 対象となる特定福祉用具種目

- ・ 腰掛便座
- ・ 入浴補助用具
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品

2. 対象者

- ・ 要介護認定（支援・介護）を受けており、認定の有効期間内であること。
- ・ 購入前に事前協議を行い、南会津町に承認されること。

3. 給付額と給付方法について

○給付額について

毎年4月から3月までの1年間で10万円を上限に、福祉用具購入費のうち利用者負担の割合分（1割、2割または3割）を除いた額を支給申請することができます。

なお、同一年度内においては、同一種目の福祉用具を2回以上支給申請することはできません。（ただし、用途や機能が著しく異なる場合を除きます。）

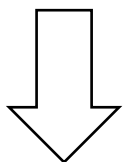
○給付方法について

- ・ 償還払い 申請者へ
…被保険者本人が購入費全額を販売業者に支払い、後日、町から対象額の9割、8割または7割を被保険者本人に給付する方法。
- ・ 受領委任払い 販売業者へ
…被保険者本人が購入費の1割、2割または3割を販売業者に支払い、後日、町から対象額の9割、8割または7割を販売業者に給付する方法。

4. 福祉用具購入費の支給申請手続きの流れ

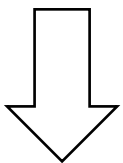
1 事前協議・・・購入前に、事業所と南会津町健康福祉課とで事前協議を行います。

南会津町健康福祉課に下記の書類を提出します。

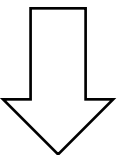


- ① 事前協議書
 - ② 見積書
 - ③ カタログ（写しでも可）
 - ④ 利用計画書（福祉用具の購入が必要である理由書）
- ※場合によってはケアプランの提出を求めることもあります。

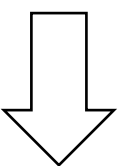
2 審査・・・事前協議書に基づき、適切な福祉用具購入であるか南会津町健康福祉課で審査を行います。場合によっては、現地確認も行います。



3 審査結果・・・協議結果を記載した書類を送付します。承諾後、購入します。
（事前協議決済後、協議書の写しを事業所へ送付）



4 支給申請・・・南会津町健康福祉課に下記の書類を提出します。



- ① 介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給申請書
- ② 領収書（写しでも可）
- ③ 請求書
- ④ 口座通帳の写し（カナ名義が記載されている部分）
- ⑤ 受領委任払申出書（受領委任払の場合）
- ⑥ 同意書（受領委任払の場合）

※償還払いの場合は、⑤、⑥は必要ありません。

5 給付決定・・・支給申請に基づき、内容審査後に支給（不支給）決定通知書を送付し、給付金をお支払いします。